

令和6年度における個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報の開示請求の状況

個人情報の開示請求の件数は663件で、請求の主な内訳は、北海道職員採用試験の得点等（人事委員会）が93件、札幌医科大学附属病院の診療記録等（札幌医科大学）が90件、人身安全対策カード（警察本部）が85件、警察安全相談受理カード等（警察本部）が64件となっています。

また、請求に対する開示決定等の内容は、開示が269件、一部開示が347、不開示が6件、存否応答拒否が1件、不存在が30件、補正拒否が1件、取下げが9件です。

請求件数及び開示決定等の内訳を区分別にみると表1のとおりであり、実施機関別（知事は所管部（局）別）にみると表2のとおりです。

表1 開示請求等の状況

（単位：件）

請求件数	請求の方法			請求者の区分		請求に対する開示決定等の内容							
	来庁	郵送	電子申請	本人	法定代理人	開示	一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	不存在	補正拒否	取下げ
663	396	206	61	597	66	269	347	38	6	1	30	1	9

表2 開示請求等の実施機関別の状況

（単位：件）

実施機関	請求に対する開示決定等の内容								請求件数	全体に占める割合	対前年度増減
	開示	一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	不存在	補正拒否	取下げ			
知事	22	32	17	1	1	14	1	3	74	8.59%	7
総務部	6	0	0	0	0	0	0	0	6	1.41%	△5
総合政策部	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.00%	1
環境生活部	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.14%	0
保健福祉部	13	22	9	1	1	6	1	2	46	5.21%	6
経済部	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1.55%	△11
農政部	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.00%	1
水産林務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.14%	△2
建設部	1	8	8	0	0	8	0	1	18	0.14%	17
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
教育委員会	50	6	0	0	0	0	0	0	56	16.64%	△74
公安委員会	0	0	1	0	0	1	0	1	2	0.00%	△2
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
人事委員会	89	0	1	0	0	1	0	3	93	8.03%	36
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
病院事業管理者	15	10	1	0	0	1	0	0	26	6.77%	△22
警察本部長	4	235	8	5	0	3	0	2	249	37.37%	△16
北海道公立大学法人札幌医科大学	89	64	10	0	0	10	0	0	163	22.60%	7
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
合計	269	347	38	6	1	30	1	9	663	100.00%	△64

（注）知事の所管部（局）別内訳には、総合振興局等出先機関に係わるものを含んでいます。

2 個人情報の訂正請求の状況

個人情報に対する訂正請求はありませんでした。

3 個人情報の利用停止請求の状況

個人情報に対する利用停止請求はありませんでした。

4 苦情の申出の状況

各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はありませんでした。

5 審査請求の状況

(1) 審査請求の状況

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく保有個人情報の一部開示又は開示をしない旨の決定等に対する審査請求の状況は、表3及び表4のとおりです。

表3 審査請求の処理状況

(単位：人、件)

審査請求 年 度	審査請求 人 数	審査請求 件 数	審査会の答申				審議中	未審議				
			審査会に 諮問	審査会に 未諮問	却下	取下げ			原処分 妥当	一 部 妥 当	妥 当 でない	計
令和6年度	2	2	2	0	0	0	0	0	2			
令和5年度以前	4	10	9	(※)1	0	0	4	0	0	4	(※)2	(※)3
計	6	12	11	1	0	0	4	0	0	4	2	5

※ 未諮問の1件、審議中の2件及び未審議の3件については、いずれも手続を中断しています。

表4 審査請求に対する実施機関の裁決状況

(単位：件)

審査請求 年 度	答 申 件 数	答 申					取下げ
		認 容	一部認容 一部棄却	棄 却	未裁決	取下げ	
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度以前	4	0	0	(※)3	1	0	0
計	4	0	0	3	1	0	0

※ 一部棄却・一部却下の1件を含みます。

(注) 1 表3において、令和5年度以前の数値は、令和5年度末において北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）から答申を受けていない令和5年度以前にされた審査請求をいいます。

表4において、令和5年度以前の数値は、令和5年度末において未裁決であった令和5年度以前された審査請求をいいます。

2 審査請求人数は、実人数です。

(2) 裁決の期間の状況

令和6年度に裁決を行った3件の審査請求について、処理に要した期間の状況は次のとおりです。

ア 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表5のとおり、2年を超える期間を要したものが1件となっています。

表5 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間 (単位：件)

	件数	1年以内	1年超2年以内	2年超
令和6年度	3	0	2	1

イ 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表6のとおり、150日を超えているものが1件となっています。

担当課では、時間がかかった理由について、担当課において所管業務や他の多数の開示請求の対応が著しく多忙であったことなどを挙げています。また、再発防止策として関係職員間における情報共有や認識共有の徹底などとしています。

表6 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間 (単位：件)

	件数	100日以内	100日超150日以内	150日超
令和6年度	3	0	2	1

ウ 審査会に諮問してから答申を受けるまでの期間をみると、表7のとおり、1年半を超えているものはありませんでした。

審査会事務局では、時間を要した理由について、審査請求件数の増加により、未審議となっている事案が複数存在したため、諮問から初回審議までに時間がかかったこと、また、審査請求の論点が複雑であり、複数回の審議を要したことなどを挙げています。

表7 審査会に諮問してから答申を受けるまでの期間 (単位：件)

	件数	1年以内	1年超1年半以内	1年半超
令和6年度	3	2	1	0

エ 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表8のとおり、60日を超えているものが1件となっています。

担当課では、時間がかかった理由について、担当課において所管業務や他の多数の開示請求の対応が著しく多忙であったことなどを挙げています。また、再発防止策として、関係職員間における情報共有や認識共有の徹底などとしています。

表8 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間 (単位：件)

	件数	30日以内	30日超60日以内	60日超
令和6年度	3	0	2	1

6 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況

審査会の構成及び開催状況については、「令和6年度における情報公開制度の実施状況」の「8 審査会の構成及び開催状況」及び資料1-3を参照してください。

なお、審査会の答申は、資料2-3のとおりです。

